

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
 東部教育局
 〒680-0846
 鳥取市立川町6丁目176番地
 東教発 H25.6.3 No.120
<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

桜ヶ丘中学校区では、学校・家庭・地域の三者が一体となって、子どもの「学びの習慣化やマナーやモラルの向上」を図るとともに、よりよい生活習慣の確立をめざし、小中連携や家庭・地域を巻き込んだ「つながり合う地域づくり」を進めています。同中学校区の面影小学校の取組を紹介します。

『可視化により意識の変化をねらう』

鳥取市立面影小学校



面影小学校では、子どもが自ら意欲的に学習に取り組み、「学びの習慣を身につける基盤」として、よりよい生活習慣の定着をめざし、『喜んで登校し、満足して下校する学校づくり』に取り組んでいます。

生活習慣の確立をめざして

①子どもの意識を変える記録の可視化

○家庭生活についての目標を立てる。

- ・年2回のがんばり週間で就寝・起床時刻等を記録する。
 - ・毎朝、全校児童が同一シート（右図）にシールを貼る。
- ※振り返りを可視化することにより、睡眠時間を確保しようとする意識が育った。

②情報発信により、家庭と地域をつなぐ

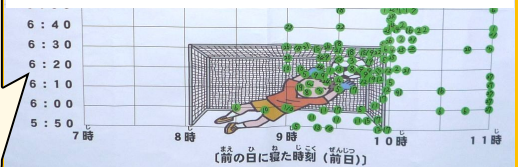
- 保護者に子どもの生活習慣づくりを意識してもらう。
 - ・早寝早起き大作戦の資料をもとに学級で話し合う。
 - ・保護者や地域の方とのミニシンポジウムを開催する。（右写真）
- ※家庭と地域が顔見知りになり、一緒に子どもを育てていこうという気運を高めるきっかけとなった。

毎日シールを貼ることで、自分の変容を確認することができる。

早寝早起き大作戦

～早寝早起きをして、ゴールをねらえ～

横軸(就寝時刻)、縦軸(起床時刻)とし、よりよい睡眠時間をゴール内と設定して、就寝と起床の時刻の軸の交差点にシールを貼った。



自治会長さんの提案



〈テーマ〉
 明るく、健康で、最後までやりぬく子どもをめざして

取組の継続による子ども・保護者の様子

○朝から元気、運動好きの子どもの増加

多くの子どもが朝から元気よく遊ぶようになった。また、運動面で活躍する子どもが増え、自己肯定感や学習に取り組む意欲が高まった。

○子どもを肯定的にとらえる保護者の増加

教師が子どものがんばりをほめ、家庭に伝えることで、わが子を家庭でも称賛し、子どもを肯定的にとらえる保護者が増えた。また、学校と家庭との情報共有ができ、信頼関係を築くことができた。

子どもが生活に対して目標を持って取り組み、振り返りを行うことで、主体性が育まれます。学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを見守っていくことで、子どもたちの学力が向上し、地域とのつながりが深まっていくことを期待します。

めざすことを諦めない

局長 久岡賀代子

「これ以上ないほど疲れているが、ヒマラヤの素晴らしい景色が眼下に見えます。頑張って頑張ってたどり着きました。応援ありがとうございます。」

このたび、最高峰に挑まれた三浦雄一郎氏の言葉です。人は辛くても頑張って諦めないで前に進めば、夢は叶うということをお80歳の身体で教えてくださいました。

「諦めない」原動力は、大きな夢。そして高い志。

自分が諦めない限り、自分が夢や志を持ち続ける限り、私たちにも可能性があるので。きっと三浦氏は、自分の可能性を信じて山頂をめざされたのでしょう。「人に勝つものは力有り。自らに勝つものは強し。」という老子の言葉があります。愚痴や不満を言ったり、マイナスで物事を考える人にはできないことです。

本当の強者は、自分に勝つ人です。三浦氏の尊い姿から、私たちが学ぶことは、自分本来の在り方を忘れず貫く強さと、それを支えてくれる人の存在です。

人が育つのは陶冶です。私たち大人が子どもたちに、このような人生を歩み出す夢や志を育ませることが、これからの鳥取、日本を強くする源につながるのではないのでしょうか。

たった一人しかない自分を
 たった一度しかない一生を
 ほんとうに生かさなかつたら
 人間 生まれてきたかいがないじゃないか

山本有三 作 「路傍の石」

不登校や問題行動を未然に防ぐために ～スクールカウンセラー活用事業～

緊張しながら過ごしていた子どもたちも、2か月が過ぎたこの時期に少しずつ変化が見られ始めます。子どものちょっとした変化を敏感にキャッチして、教職員・スクールカウンセラー(SC)が情報共有し、また中学校区でも連携を取ることで、不登校を未然に防いだり、問題行動の芽を早期に摘んだりすることができます。

小学校低学年の児童の例



わがままで周りを振り回す児童

「周りの友達とうまく
いっていないけど、
なぜだろうか・・・」



担任の先生

担任一人で抱え込まないように、コーディネーター役の教員(生徒指導担当・不登校担当、養護教諭等)がつないで、組織で支援策を話し合います。

コーディネーターの役割

スクールカウンセラー

「言動の意味を考えてみないとね」
「もしかして、家庭で困ったことがあったのかしら」
「生育歴を知りたいわね」
「背景となる本人の性格や特性はどのようなかな」
「両親の関係は良好かしら」
「兄弟(姉妹)はどのようなかな」

学校とSCが視点を共有

SCは、担任や学年・教科担当の先生方との情報交換、児童生徒本人や家族との面談、客観的な資料(WISC等)といった情報から見立て(アセスメント)を行います。その後、コーディネーター役の先生がこの見立てを学年や校内に広げ、保護者と連携を図り支援体制をつないでいきます。学年・担任・校種が変わっても一貫した支援を行うことで、児童生徒も安心して過ごせます。

【不登校・問題行動に対してのポイント】

①気づき ②共有 ③対策

SC小林幹子さんから

迅速に対処! 小中で連携! 支援を継続!

SCの役割の一つに、教職員への教育相談に関する指導力向上の支援があります。SCの視点を参考にすることで児童生徒との関わり方にも幅が広がり、問題解決の糸口を見いだせることがあります。チームで子どもの支援に取り組んでいきましょう。

学事コーナー

～児童・生徒の指導のあり方を共有しよう～

「体罰について」

体罰は、学校教育法第11条に規定されているとおり決して許されない行為です。私たち教師は、暴力は暴力を生み、暴言は暴言を生むことを肝に銘じるとともに、児童生徒のこれからの人生への影響もふまえ、指導に当たることが大切です。

一方、問題行動を起こす児童生徒に対しては、毅然とした態度で臨む必要があります。自らの指導に自信が持てず何もしなければいいといった誤った認識のもと、過度の萎縮や逃避となるような対応は、学校を荒廃させ、児童生徒に悪影響を与えることとなります。教師には懲戒は認められていますが、どのような指導が体罰や不適切な指導なのか、体罰とならない指導のあり方を私たちは、共通認識し対応していく必要があります。

そのためにも、個々の具体的な場面で何が適切な対処方法なのか、職員研修を通して話し合いながら、各々の力量を向上させる必要があります。そして、あくまでも組織として対応することを忘れてはなりません。悪いことは悪いと、間違っていることは間違っていると学校のスタンダードに基づいて組織でやり抜くことが大切です。

以下は、事例研修の一例です。各学校でも、具体的な場面での例を挙げ、何が体罰にあたるか、どのような指導が適切であったか等、話し合うとともに、各自の体験談や指導で困っていることについて出し合い、その解決方法を皆で考えてみてはどうでしょうか。

校内研修をしてみましょう

事案の概要(1)

A教諭は、体育の授業中、指示に従わずふざけた態度をとった生徒4人の臀部付近を足で蹴り、その後、4人のうち1人の頬を、平手で叩いた。

このとき、生徒1人が蹴られたはずみで体勢を崩し足を床面についた際、右足中指を剥離骨折した。

また、別の生徒1人は蹴られたことで右膝に腫れが生じた。

【処分内容】

- 本人：減給1か月(学校教育法第11条 体罰禁止) (地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止)
- 管理監督者：口頭厳重注意等

【事案への対応・影響等】

- ・A教諭は、管理職と共に被害生徒宅を訪れ、保護者及び生徒に謝罪を行った。
- ・処分公表後、新聞・テレビにより報道がなされた。
- ・学校は、全ての保護者に処分事案発生に関し謝罪文書を配布した。

事案の概要 (2)

A教諭は、ある施設を部活動で訪問した際、集合時間に無断で遅れてきた部員生徒2人に対し、注意を促すために、頬を平手で軽く1回ずつ叩いた。生徒に怪我はなかった。

なお当該事案は、被害生徒から話を聞いた別の生徒が、県教育委員会に通報したことにより発覚した。

【処分内容】

○本人：戒告（学校教育法第11条 体罰禁止）（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

○管理監督者：なし

【事案への対応・影響等】

- ・ A教諭は、管理職と共に被害生徒宅を訪れ、保護者及び生徒に謝罪を行った。
- ・ 処分公表後、新聞・テレビにより報道がなされた。
- ・ 学校は、全ての保護者に処分事案発生に関し謝罪文書を配布した。

★類似事案の発生防止に向けて**【研修の観点】**

- ・ 学校教育法第11条に規定する体罰とはどのようなものを指すのか。
- ・ 児童生徒の懲戒とは何か。
- ・ 懲戒と体罰との区別は何か。
- ・ 体罰によらない、指導方法の工夫や改善にはどのようなものがあるか。
- ・ 職場内に、体罰を許さない雰囲気をもどのように作ればよいか。

**【防止のためのチェックポイント】**

- ・ 生徒との信頼関係があることを理由に、体罰を容認する気持ちはないか。
- ・ 児童生徒の人権について十分に理解し、弱者の立場に立った指導が行われているか。
- ・ 児童生徒の懲戒について、十分な理解が得られているか。
- ・ 体罰に頼ることなく、出席停止や懲戒等の措置も含めて、児童生徒に指導できる指導方法の工夫改善が行われているか。

※防止のためには、まず、これらのことを確認し、さらに他にも確認すべき点がないか、検討してみましょう。

<関係法令等>

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○地方公務員法

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○刑法

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

○懲戒処分の指針

3 職務遂行関係

(4) 体罰

職務の遂行に関し、児童・生徒に対し体罰を加えた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。



※処分内容は、それぞれの事案や背景などにより異なり、機械的に判断できない。